

会費規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人ナノテクノロジービジネス推進協議会（以下「本会」という）定款第10条に基づいて、会費について必要な事項を定める。

(会費基準)

第2条 本会は、本会 定款第8条に定める会員の区分にしたがい、年会費の基準を定める。

(1) 正会員

正会員の会費は、以下の通りとする。

① 幹部会員

幹部会員は500千円以上の会費とし、正副会長企業会員は1百万円の会費とする。

② 一般会員

一般会員は100千円の会費とする。

(2) 賛助会員の会費は、10千円とする。

(3) 特別会員の会費は、無料とする。

(会費の納入)

第3条 会員は、当会の請求に基づき、原則として3ヶ月以内一括して全額を納入しなければならない。

2 期の途中での入会の場合、その期の会費は、入会した日の属する月から本会の期末までの月数（入会した月を含む）により下記の基準で算定する。

① 6ヶ月未満の場合は年額会費の2分の1

② 6ヶ月以上の場合は年額会費の全額

(会費の返還)

第4条 本会は、会員が会員資格を喪失しても、既に納入された会費を返還しない。

附則

この規程は、平成17年10月25日から施行する。

制定（平成15年10月15日）

改定（平成20年11月20日）

改定（平成21年7月15日）

改定（平成28年11月29日）

改定（令和3年(2021年)11月17日）

以上